平成２３年（フ）第８８３号
埼玉県所沢市寿町23番２号　グレーシアタワーズ所沢Ｔ―1801
債務者　黒崎　育子（旧姓橋本）
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日までさいたま地方裁判所川越支部
平成２３年（フ）第８９０号
埼玉県狭山市笹井１丁目35番１号
債務者　金山　彰及
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日までさいたま地方裁判所川越支部
平成２３年（フ）第８９７号
埼玉県川越市旭町１丁目25番地31　エメラルドハイツＡ－２号室
債務者　荒井　洋子
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日までさいたま地方裁判所川越支部
平成２３年（フ）第５１３号
静岡県三島市栄町１番31号　ユーハイブ301
債務者　塩谷　計保
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係
平成２３年（フ）第１４９号
山口県宇部市鵜の島町７番28号　鵜の島ビル303号
債務者　伊藤　友美（旧姓江坂）
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで山口地方裁判所宇部支部
平成２３年（フ）第４８９号
函館市港町１丁目30番７号
債務者　高橋　久雄
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月17日まで函館地方裁判所
平成２３年（フ）第４９０号
北海道茅部郡森町字砂原西４丁目210番地の14
債務者　村上　広直
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月17日まで函館地方裁判所
平成２３年（フ）第１８１５号
埼玉県上尾市泉台３丁目24番地13　グリーンヒルズＩＺＵＭＩ　Ｄ―201
債務者　横山　佳奈
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月17日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２３年（フ）第１８５９号
さいたま市浦和区本太１丁目12番27号
債務者　大野　武久
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月17日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２３年（フ）第１９６０号
埼玉県和光市白子２丁目２番65号
債務者　米川智一郎
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月17日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２３年（フ）第２０００号
埼玉県蕨市中央３丁目12番22号
債務者　橋本　直子
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月17日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２３年（フ）第２００６号
埼玉県桶川市下日出谷西１―17―20サンガーデンヒカリＣ―102、住民票上の住所福島県相馬郡新地町小川字長谷地35番地の12
債務者　浦上美和子
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月17日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２３年（フ）第２０２４号
埼玉県志木市中宗岡３丁目３番49号
債務者　木伏　　修
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月17日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２３年（フ）第２０２９号
埼玉県蕨市北町１丁目17番21号　渡辺ハイツ102号
債務者　高橋　礼子
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月17日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２３年（フ）第３２６号
岡山県都窪郡早島町若宮11番地11
債務者　栗坂　　登
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月17日まで岡山地方裁判所倉敷支部破産係
平成２３年（フ）第３４４号
岡山県倉敷市笹沖327番地１　コンフォール石橋Ｅ―108
債務者　冨迫　公正
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月17日まで岡山地方裁判所倉敷支部破産係
平成２３年（フ）第１３２号
熊本県八代市萩原町２丁目５番９号
債務者　坂田　道彦
1　決定年月日時　平成23年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月１日午後１時45分
熊本地方裁判所八代支部